

	内容	実施時期
	健全かつ適切な業務運営に取り組むための法令等遵守体制の抜本的な強化ならびに法令等遵守を重視する 健全な組織風土の醸成	
1	(1) 外部人材を活用したコンプライアンス体制の再構築 ①「コンプライアンス委員会」、「コンプライアンス推進室」の新設 ②問題事象発生時の報告体制の整備	4
	(2) コンプライアンス意識の醸成・徹底 ①役員の率先実行、役員および従業員の行動規範の確立 ②コンプライアンス推進に係る基本方針等の網羅的な見直し ③コンプライアンス等に係るトレーニング、研修の強化	1
	工事の発注・契約に係る業務の適切性および透明性を確保するための業務運営体制の確立	
2	(1) 工事の発注・契約手続き等に係る仕組みの見直し ①実施権限と契約権限の分離 ②「調達等審査委員会」の新設	5
	(2) 工事の発注・契約手続き等に係る不適切な運用の禁止 ①特定の個人や企業のみを対象とした工事の発注・契約等に係る事前情報提供の禁止 ②事前発注約束につながる個別の工事の発注・契約等に係る金額の開示の禁止 ③元請会社の工事の発注・契約等に対する不適切な関与の禁止 ④特定の個人や企業に対する合理性のない特命発注の禁止 ⑤寄付金・協力金の不透明な拠出の禁止	6
	(3) 子会社からの発注の透明性確保	
	(4) 不適切な事象が判明した取引先への厳正な対処	
	新たな経営管理体制の構築	
3	(1) 外部人材を活用した実効的なガバナンス体制の構築 ①企業統治形態の見直し ②外部の客観的な視点を重視した監督機能の強化 ③監査機能の強化	2
	(2) 原子力事業本部に対する実効的なガバナンス体制の構築 ①原子力事業本部に対する牽制と支援の強化 ②風通しの良い組織の創生に向けた取組み	3

- ユーザー目線に欠けた内向きの企業体質が、原因であるとの指摘を踏まえ、**役員と従業員の行動規範を確立するとともに、コンプライアンス推進に係る基本方針等を網羅的に見直す。**
- その上で、**コンプライアンスに係るトレーニング、研修を強化すること**で、内向きの企業体質を是正し、コンプライアンスを重視する健全な組織風土の醸成に取り組む。

【社長からの宣誓（3/30実施済）】

- 社長から全ステークホルダーに対する宣誓として、以下の4点についてお約束する。

- ・『業績や事業活動をコンプライアンスに優先させることは断じてあってはならず、常に「ユーザー目線」で考え、行動し続けること』
- ・『ためらうことなく、改めるべきを改めていくこと』
- ・『関西電力グループ全体として、誠実で透明性の高い開かれた事業活動を継続していくこと』
- ・『信頼を損なうような事態が発生したときには、速やかに原因究明と再発防止策に努め、自らの責任を明確にすること』

【関西電力グループCSR行動憲章の見直し（6月末までに、速やかに）】

- 当社グループの役員・従業員が遵守する行動規範として、社長宣誓の趣旨や贈答・接待の厳正化について、関西電力グループCSR行動憲章に明記し、それに沿った行動を強く促す。

【コンプライアンス等に係るトレーニング、研修の強化（一部実施済。6月末までに、速やかに）】

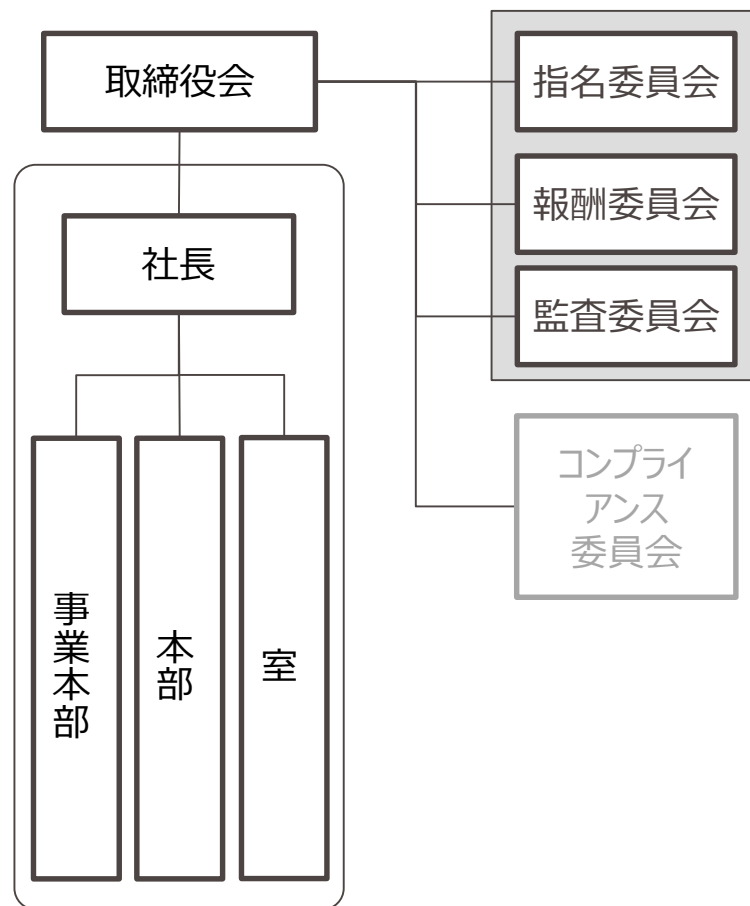
- 役員については、役員就任時に専用のカリキュラムを設ける等、トレーニングの強化を図る。
- 従業員についても、従前の研修体系をさらに強化し、当社グループのコンプライアンス意識の継続的な向上を図る。

○執行と監督が明確に分離され、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制を構築し、取締役会の監督機能を強化すべく、**指名委員会等設置会社への移行を検討**する。

【外部人材を活用した実効的なガバナンス体制の構築】 （6月末目途）

- ◆ 企業統治形態の見直し
 - 指名委員会等設置会社への移行に向けた検討を行う。
- ◆ 外部の客観的な視点を重視した監督機能の強化
 - 取締役会の議長は、社外出身者の取締役会長が担う。
 - 指名・報酬・監査の法定3委員会の委員長は、社外取締役が担う。
- ◆ 監査機能の強化
 - 監査委員会の委員長が、コンプライアンスを含め様々な案件について主体的に調査し、取締役会に報告する仕組みを構築することで、監査・監督機能の強化を図る。
（コンプライアンス委員会とあわせて複眼的に監査、監督）
 - 監査委員会が監査の前提となる情報収集を適時かつ網羅的に行えるようサポートする事務局を設置する
（事務局は多様な職歴を有する者で構成）。

【ガバナンス体制のイメージ】



- 原子力事業本部について、健全なガバナンスの効いた組織、風通しの良い組織になるよう、コンプライアンスを所管する本部長代理を設置するとともに、監査委員会スタッフとして、本部に常駐する監査特命役員を任命し、本部に対する監督、監査機能を強化します。

【原子力事業本部に対する実効的なガバナンス体制の構築】

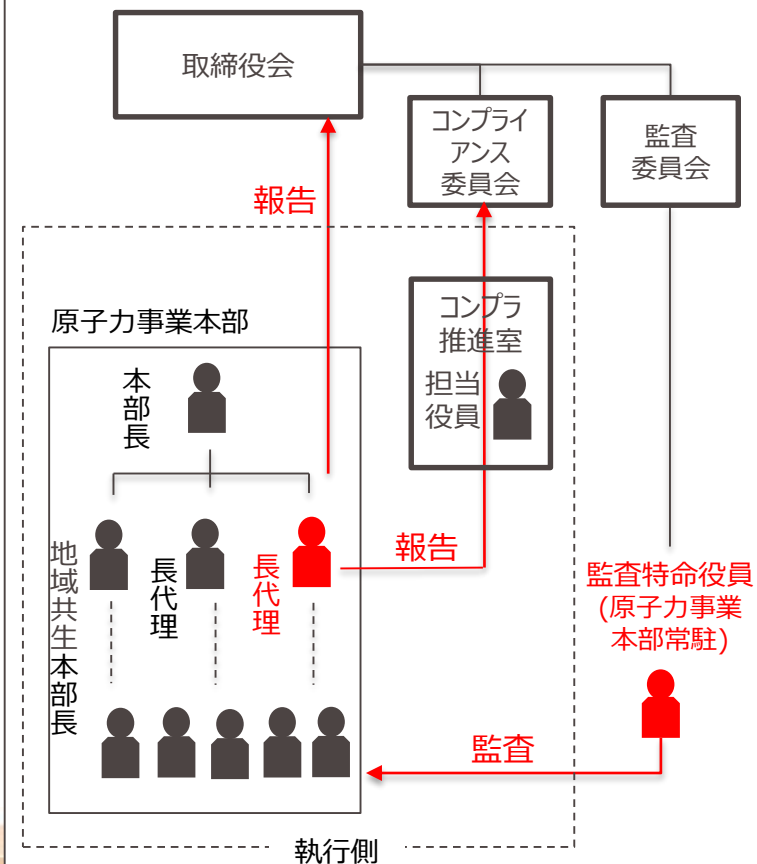
◆原子力事業本部に対する牽制と支援の強化 （6月末日途）

- コンプライアンス・管理部門を所管する職位として、本部長代理を新設（原子力事業本部に常駐）。
- 原子力事業本部への監査機能の強化を目的に、監査委員会のスタッフとして、原子力事業本部に常駐する監査特命役員を任命。

◆風通しの良い組織の創生に向けた取組み （6月末までに、速やかに）

- 取締役会、コンプライアンス委員会等を定期的に美浜町所在の原子力事業本部にて開催。
- 組織の閉鎖性を払拭するため、社外を含む他部門の役員が、原子力事業本部の幅広い層と対話する機会を設ける。
- 将来の原子力事業を担う人材に、他部門や社外での経験を付与。

【原子力事業本部の体制イメージ】

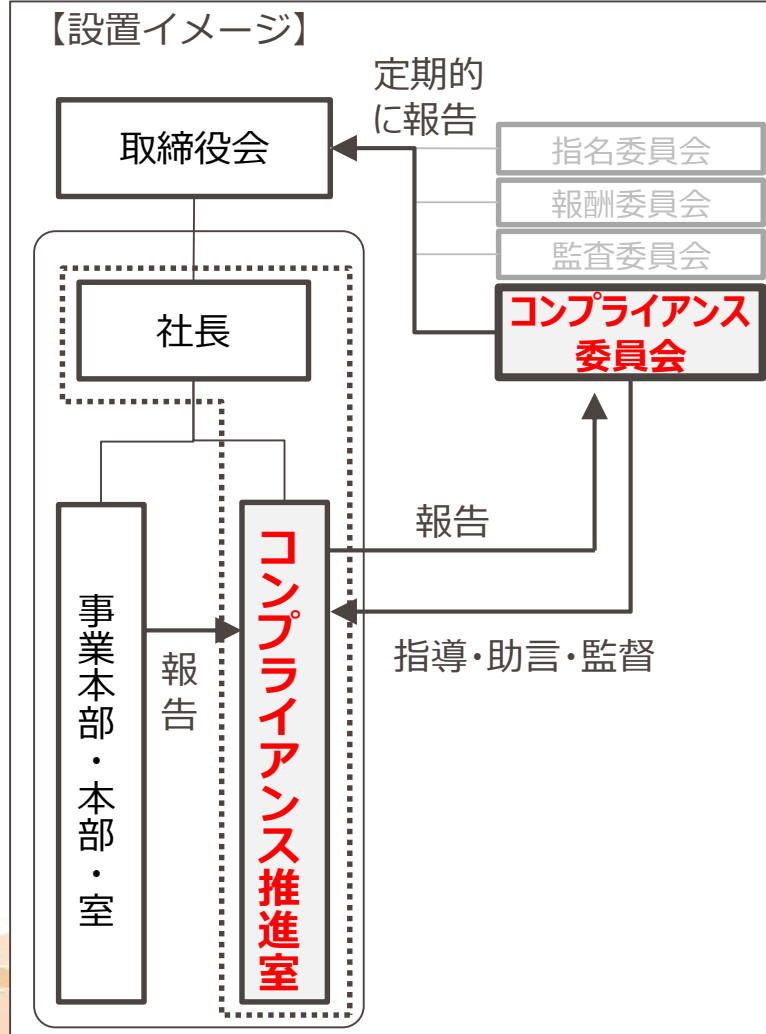


コンプライアンス機能の強化

- コンプライアンスに係る監督機能を強化すべく、社長等執行から独立した「**コンプライアンス委員会**」を取締役会直下の委員会として、また、コンプライアンスに係る推進機能を強化すべく、執行側に「**コンプライアンス推進室**」を、それぞれ**新設**する。

【外部人材を活用したコンプライアンス体制の再構築】 (6月末までに、速やかに)

- ◆「**コンプライアンス委員会**」の新設
 - 委員長は社外委員とし、社長やコンプライアンス推進室を担当する社内役員等から構成するほか、委員の過半数は社外委員とし、当社グループのコンプライアンス推進に係る指導・助言・監督等を担う。
 - 当面の間、四半期毎の定期開催に加え、特に重大な問題事象発生時には機動的に開催する。
- ◆「**コンプライアンス推進室**」の新設
 - 法的知見を有するスタッフの他、多様な職歴を有するスタッフで構成し、執行側において、当社グループのコンプライアンス推進計画の策定、実施等を担う。
- ◆**コンプライアンス委員会とコンプライアンス推進室の連携**
 - コンプライアンス推進室がコンプライアンス委員会に報告・付議し、その指導、助言、監督を受けつつ、具体的な実施の決定は、社長等執行が担う。





- 工事の発注・契約等に係る牽制機能強化のため、工事等所管部門が有している契約権限を、事務用品の購入やシステム開発等の高度に専門性の高い委託業務などを除き、調達本部に移管する。

【実施権限と契約権限の分離（6月末までに、速やかに）】

（原子力事業本部の例）

- 従来、原子力発電所においては、工事物量・件数が多く、効率化の観点から、工事発注・契約に関して上限を4,000万円とする権限を有していたが、当該権限について、調達本部に移管する。
- 従来、専門性が高いと判断し、原子力事業本部で契約していた警備等の委託業務について、システム開発等の高度に専門性の高い委託業務などを除き、調達本部に移管する。

	従来	今後
工事請負 物品購入等	（原子力発電所） 4,000万円以下の契約 	調達本部に移管 （事務用品等を除く）
業務委託	（原子力事業本部） 専門性の高い業務等の契約  （システム開発、警備等）	調達本部に移管 （システム開発等、 高度に専門性の高い業務等を除く）

○工事の発注・契約に係る業務、寄付、協力金に係る業務の適切性、透明性を確保するために、外部の専門家等で構成される「**調達等審査委員会**」を新設し、社内審査を経た工事の発注・契約案件等の事後審査を行う仕組みを構築するとともに、**工事の発注・契約等に係る事前情報提供等を禁止**する。

【工事の発注・契約手続き等に係る仕組みの見直し】

◆「調達等審査委員会」の新設 (6月末までに、速やかに)

○複数の社外委員（弁護士、公認会計士等）とコンプライアンス推進室の担当役員を含む社内委員で構成し、当面の間、毎月開催する。

○所管部門は、工事の発注・契約等、寄付金、協力金の全件を委員会に提出する。委員会は、社内ルールに基づき業務が適切に執行されているかの審査を行い、必要に応じて、指導・助言するとともに、審査概要を公開する。

◆工事の発注・契約手続きに係る不適切な運用の禁止 (6月末までに、速やかに)

○下記事項の禁止

- ①特定の個人や企業のみを対象とした工事の発注・契約等に係る事前情報提供
- ②事前発注約束につながる個別の工事の発注・契約等に係る金額の開示
- ③元請会社の工事の発注・契約等に対する不適切な関与
- ④特定の個人や企業に対する合理性のない特命発注
- ⑤寄付金・協力金の不透明な拠出

【設置イメージ】

